

ムヲ本トスルナルベシ、今江戸ノ俗ハ是ヲ餅菓子ト云、外面ヲ餠包ニスルヲ餠餅ト云、二種トモニ精粗種々無限也、

〔槐記〕享保十一年霜月七日、大徳寺孤峯庵へ御成、略中

千宗佐同宗因初テ御目見へ仰付ラル、宗佐炭仕リ、宗因御薄茶立ル、御蒸菓子等出、

〔明君遺事〕一或時晝頃より能役者共へ、噺子被仰付、執事中を始め御手廻りの面々へ迄、勝手次第見物に出べしとの事也、然るに執事何某御近習目付を以て申上ぐるは、今日御噺子物見に仲間の者共罷出は、餅菓子被遣可然旨窺ひければ、甚御立腹山内有て、仰けるは、此時節自身さへ左様の自由は、おもひも寄らず、筋なき事ないひそ、又もてななくて快からずば、向後見物無用也、此方より見物頼にあらずと仰也、略下

〔翹楚篇〕一天明三年三月の事也、世子顯孝公の御室に松平土佐守豊雍の御娘采姫君を御縁約あり、始て土州御招請の時、表御座敷御祝の御饗應も、既に闌に及たれば、追付御勝手御座處に移らせ給ふべし、御勝手御饗應の物數如何、滯も無やと、御膳番の蓼沼友四郎御膳部の番呼を呼て、尋けるより、夫々御獻立に向て調へたれば、御勝手御座付の始に、供し參らする御餅菓子御用意落になりたり、御臺所役人の申出に、御獻立表をもて御菓子やへ可申付を、何としたる事にや、取まぎれて申付ざれば、御臺所の不調法に止ると云、御膳部の申出に、縦令御臺所の間違あればとて、御獻立表は全く御膳部の大事なれば、疾と其品しらべにも可及を、斯迄の間違に至らせしは、畢竟の處は、御膳部の不調法に止ると云、此時友四郎差圖して、指懸り今と云、今、不調法の申出しは、先々よすべし、早々多人數を出し、近町の菓子屋共へ觸渡し、餅菓子の品々取上よ、其内を撰ば、其相應もあるべしと、爰に於て數人を出して呼しかば、各ありあふ餅菓子持て、數軒の菓子屋馳集る、然共御念に御念被入て、其品珍しき菓子組なれば、安永十年三月、御老中招請し給ひし時、元干菓子組をもて御下知の菓子組也、元